



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 3 9 号 令和 5 年 1 月 2 0 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
1	特定調達契約について一般競争入札により 落札者を決定した件	
2	同	
3	同	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	交通誘導警備業務 2 級検定の実施期日等を 公表する件	

徳島県告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称		開発許可を受けた者	
住	所	氏	名
鳴門市大麻町東馬詰字参番越二〇番一、二一番一及び二一番三	鳴門市大麻町東馬詰字参番越四四番地一	株式会社ジャパンオートテック	
小松島市日開野町字加々ませ八番一	小松島市江田町字大江田四一番地の三	南海ホーム有限会社	
名西郡石井町高川原字高川原八一七番四から八一七番六まで、八一八番一、八一八番四、八一九番一、八二〇番一、八二一番一、八二一番五、八二二番一及び八二三番一	徳島市国府町矢野四八五番地	株式会社アイピー	
同 字天神六六〇番五、六一番二及び六六一番三	名西郡石井町高川原字高川原七四―三 サニーハウス二〇一	久米 紫穂 久米 礼華	
同 字南島二〇〇番六	同 石井字石井八〇六番地一 ラ・ラフレシールⅠ二〇三号室	建本 洋佑	
板野郡北島町鯛浜字川久保一一八番一	徳島市助任橋二丁目一五番地三	有限会社アドヴァンス二一	
同 中村字東開二八番一、二八番一〇及び二九番三並びに二八番一〇地先町有地	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産	
同 字稗畑二一番一、三一番四の一部及び二一番一地先町有地	同	同	

徳島県病院局告示第一号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月二十日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
注射薬自動払出システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年十二月八日
- 四 落札者の氏名及び住所
日新器械株式会社
徳島市応神町応神産業団地一二番一
落札金額
- 五 三千八百十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年十月二十八日

徳島県病院局告示第二号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月二十日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
生体情報モニター 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
落札者を決定した日
令和四年十二月八日
- 三 落札者の氏名及び住所
日新器械株式会社
徳島市応神町応神産業団地一二番一
落札金額
九千三百三十九万円
- 四 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 五 一般競争入札の公告を行った日
令和四年十月二十八日

徳島県病院局告示第三号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月二十日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
乳房X線撮影装置及び保守業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県病院局経営改革課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年十二月八日
- 四 落札者の氏名及び住所
大島器械株式会社
徳島市応神町応神産業団地四番三〇
- 五 落札金額
三千九百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年十月二十八日

徳島県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年1月20日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和5年6月19日（月）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和5年4月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和5年5月8日（月）から同月12日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、14,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及びマスクを持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、検定を中止する場合がある。